

## 一般社団法人日本フライングディスク協会 公益通報窓口利用届

- 本書は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）が定める公益通報規程に従い、当協会が設置する公益通報窓口を利用する際に必要な情報を収集することを目的とします。
- 当協会は、公益通報規程の定めに従い、本書に記載した情報を基にした秘密保持及び不利益取扱いの防止に努めます。
- 窓口利用者は、以下の留意事項に合意の上、本書を所定の方法にて提出してください。

### 公益通報窓口の利用に関する留意事項

- (1) 通報内容に関する調査を円滑に行うため、匿名での利用はできません。
- (2) 通報者は、当協会より調査への協力を求められた場合には必ず協力しなければならず、また、調査を妨害するような行為は公益通報規程によって禁止されています。
- (3) 調査への協力を第三者に求める必要が生じた場合、その協力者に対して、窓口利用者の了解の上で通報事実を開示することがあります。

- 本書の提出方法は、以下のとおりです。

#### ①電子メール

以下のメールアドレスまで本書をお送りください。なお、このメールアドレスに届いたメールの閲覧は、公益通報窓口担当者のみに限られます。

whistleblowing.jfda@gmail.com

#### ②郵送

厳封の上、以下の住所まで本書をお送りください。その際、宛先に必ず「公益通報窓口」と記入してください。

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9 階  
901 号室 一般社団法人日本フライングディスク協会 公益通報窓口

## 届出内容

- 利用目的が「通報」である場合：①の項目に「通報」と記入した上で②～⑧のすべての項目に必ず記入してください。
- 利用目的が「相談」である場合：①の項目に「通報」と記入した上で③、④、⑦、⑧の項目に必ず記入してください。
- 記入漏れがある場合、提出を受け付けることはできません。

①利用目的（「通報」あるいは「相談」のいずれかを記入してください）	
②氏名	
③メールアドレス	
④電話番号	
⑤被通報者（違反行為を行っている個人あるいは団体）	
⑥通報者と被通報者の関係（例：所属組織の役員、チームメイトなど）	
⑦違反行為、あるいはそれに該当する恐れのある行為の概要（いつ、どのような行為があったのかがわかるよう、詳細に記入してください）	
⑧記入日	年 月 日